

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

「HOME'S」がブランド名を変更 社名を使ったマスターブランド戦略とは？

日本最大級の不動産・住宅ポータルサイト「HOME'S」が、4月にブランド名を「LIFULL HOME'S (ライフフルホームズ)」に変更した。高い認知度を獲得しているサイトだけに、変更の理由が気になるが、そこには中長期的な戦略がある。意外と知られていないが、「HOME'S」の運営会社は株式会社ネクストという名前だった。この「意外と知られていない」ことが、企業のブランディングとして不十分であった。しかも同社は、不動産ポータルサイト以外にも介護や引っ越しなど多数の関連会社を持つが、知名度は高くなかった。こうした点に危機感を抱いた同社は、社名を株式会社 LIFULL に変更し、自社の大部分のサービスに企業名を冠したのである。こ

れは、自社名を全面に押し出す「マスターブランド戦略」の典型例だ。

これにより、今後、下位ブランドである各サービスが独自展開を図るときも、同社のサービスだという信頼感を与えられることは間違いない。

もちろん、同社が多大なコストをかけて社名変更したのは、それだけが理由ではない。埋没しやすい「ネクスト」や「ホームズ」ではなく、LIFEとFULLの造語であるオリジナルのワードにしたのは、今後のグローバル展開を視野に入れてのことだ。事業への思いを込めた言葉を社名とし、それを前面に押し出してブランド・マーケティングする。体力がない中小企業こそが展開すべき手法なだけに、学ぶべき点が多い事例である。

民法改正法成立、2020年めどに施行 債権の時効期間は原則5年に統一

民法改正法が、5月26日に国会で成立した。これは、民法の債権関係規定を改正する内容で、抜本的な見直しは1896年(明治29)年の民法制定以来、実に約120年ぶりとなる。

施行は改正法の公布後3年以内とされており、2020年をめどに施行される。

改正法の主な内容の一つに短期消滅時効の見直しがある。現行民法では、「債権は、10年間行使しないときは、消滅する」とし、例外として、医師等の診療報酬等は3年、弁護士、公証人の報酬等は2年、飲食料、運送料等は1年とする職業別短期消滅時効が規定されている。

ただし、職業別短期消滅時効には、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、社会保険労務士

等の報酬の時効は規定されていないことから原則の10年が適用されている。

この職業別短期消滅時効を廃止し、原則「債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年間行使しないとき」に一本化した。

また、当事者間で特に利息を定めていない場合に適用する法定利率は、現在は年5%で固定されているが、超低金利時代の実勢に合わせて3%に引き下げ、3年ごとに見直す変動性も導入した。

連帯保証人制度も見直される。金融機関などが事業用の融資の際に求めてきた連帯保証について、知人や親族などの第三者の個人を保証人とする場合は、公証人による意思確認が必要になる。